

6 月

国家試験対策ニュースレター

受験応援号

発行：日本福祉大学社会福祉学部

本号では、合格した先輩の合格体験記を掲載しています。また、国家試験のワンポイントアドバイスとして、山田先生から「社会保障」「貧困に対する支援」、湯原先生から「刑事司法と福祉」について、ご説明いただきました！ぜひご覧ください。

（編集担当：安藤佳珠子）

先生からの激励メッセージ

新学期が始まり、2ヶ月が経ちました。国家試験に、卒業論文に、就職活動に、実習に…4年生とても忙しいですね。多くの皆さんに共通しているのが、国家試験の学習がどうしても後回しになってしまうということではないでしょうか。卒業論文や就職活動が一段落つかないと、落ち着いて国家試験の勉強に集中できないという気持ちは十分理解できます。そんな状況でも、ぜひ過去問だけは取り組んでおいてください。

2025年の国試より出題形式が変更となり、過去問が参考にならないのではないかと声もあります。しかし、基本的に押さえておかなければならない知識は、これまでの過去問と変わりません。問われている知識は変わりませんが、それを文章の中で読み解き、応用して考える思考力が求められるようになりました。そのため、過去問は最低限、押さえなくてはなりません。

また、過去問に取り組むというのは、問題を解いて正答か誤答かを確認するだけでなく、問題文に登場する専門用語をきちんと説明できるようになることを意味します。例えば、選択肢で「Aさんは厚生年金保険の被保険者である」とあった場合、「厚生年金保険」や「被保険者」といった言葉を説明できるようになってはじめて、過去問を活用したことになります。

過去問を解く際には、ぜひ赤マル福祉を活用してみてください。卒業生のデータを見ると「**学習方法はそれぞれだが、赤マル福祉に真剣に取り組んだ学生のほとんどは合格できている**」という結果が出ています。さらに、赤マル福祉をおすすめする理由として、自分の学習成果が数値として見えるので、秋以降の心理的な安定につながる事が挙げられます。模試の結果が思ったほど向上しなかったり、自分の勉強法は適切なのかなど、このような不安が秋以降に増していきます。そのような時、赤マル福祉の達成度や習得度を振り返ると、自分がこれまで学習してきた証を確認することができ、不安が少し軽減されます。

また、友人たちと時間を決めて学習するのも効果的です。たとえば、過去問の解説を互いに行ったり、模試の復習をするのも良いでしょう。一人でやる方が効率的に思えますが、誰かと共に学ぶことで記憶のエピソードとして定着しやすくなるというメリットもあります。

今、数多くのこなしなければならない課題があって本当に大変な時期ですね。健康に留意しながら、ご自身のペースで着実に前進してってください。皆さんを応援しています！

安藤佳珠子





先輩たちの合格体験記～過去問の重要性・赤マル福祉活用法～



2025 年卒業 医療専修 高田香澄（精神保健福祉士・社会福祉士）

私は 2025 年 3 月に日本福祉大学を卒業し、現在は精神科の相談員として日々、先輩方の指導を受け働いています。私は社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験を無事に合格することができました。私の国家試験に向けての勉強方法や取り組み方などをお伝えしたいと思います。



私の性格上、全てことを後回しにしてしまう性格で就活も卒論もギリギリになってしまい国家試験の勉強に本腰を入れたのは MHSW 実習が終わったあとからでした。夏休みは就活と実習を中心にしていたのでほとんど国家試験に向けての勉強はすることができませんでした。それまでは赤マル福祉を期限までになんとか間に合わすだけでした。

中学・高校の期末試験などは人の倍の時間を勉強してやっと平均点の少し上を取れるくらい勉強の効率が悪かったです。そのため、とりあえず勉強する習慣を作りました。9 月から全休が週 3 日でしたが、大学やサークルがない日は 1 日に 4 時間ほどしか勉強に時間を取れませんでした。週に一度は友達と集まり勉強をし、それ以外は自宅で勉強していました。10 月の中旬まではそのような生活をしていましたが、その時点で卒業論文が 1000 字も書いていない状態でした。実習が終わったら国試勉強に集中できるかと思っていましたが、卒業論文の提出までは国家試験の勉強には手が回らなくなりました。卒業論文を主に書いている月は勉強時間が 1 日に 2 時間とれたらいい方でした。そんな勉強の取り組みだったので共通科目や社会福祉士の専門科目が点数が伸びませんでした。その悩みを安藤先生に相談したのが 11 月の終わりでした。

それまでの勉強方法は過去問とレビューブックを活用して間違えた問題はレビューブックを見ながら、ノートにまとめていました。今、思い返してみるとそのときは勉強している事実には満足して、勉強方法を変えようとは思いませんでした。安藤先生から解説をまとめる時間を失くして問題を解くことに時間を費やしたらどうかと助言を頂き、勉強方法を一気に変え、勉強に取り組みました。過去問や赤マル福祉で問題を見て、ノートに 1～5 までの番号を振り、間違った選択肢番号の横に訂正なぜ間違っているのかを書いていました。どうしても間違えてしまう問題は、問題用紙をコピーしてノートに貼り付け線を引いたりしていました。12 月の終わりから試験前まではそのやり方で 1 日 6～8 時間勉強をすることができました。

最後に国家試験への不安の乗り越え方をお伝えしたいと思います。私は毎日国家試験の勉強をどれほどやっても国家試験への不安は消えませんでした。過去問や模試を完璧にしても当日の問題を解けるだろうか。12 月の模試の点数が過ったり、就職先に落ちたらなんて伝えようとか不安で仕方ありませんでした。しかし試験までの 2 週間は母の助言により、朝早く起きて夕方までしっかりと 6 時間勉強をして夜は好きなことをするという生活にしたらずいしは気持ちの余裕が持て試験に挑むことができました。

私は自分に合った勉強法を見つけ、試験前ある程度の気持ちの余裕ができたから試験に合格できた部分があるのかなと思います。みなさんも無理せずに頑張ってください。応援しています。

国家試験ワンポイントアドバイス

社会保障

本科目について

「社会保障」は社会保障制度の仕組みについて学ぶ科目です。本来、社会保障は公的扶助や社会福祉、公衆衛生まで含む広い概念ですが、試験科目の「社会保障」は社会保険を中心に出題されます。制度の細かい部分まで問われるし、一つ一つの制度の仕組みもややこしいので苦手意識をもつ学生も多いと思いますが、この科目が苦手なのは全国の受験生も同じです。制度の基本を押さえて、足りない部分は他の得意科目でカバーしてください！

出題傾向

「社会保障」の出題範囲は、大きく分けて「総論分野」（社会保障全体に関わる内容）と「各論分野」（個別の社会保険制度の仕組み）から出題されます。

(1)総論分野

これまでの出題傾向からいえば、総論分野の頻出項目としては、①人口・労働の動向、②社会保障の財政、③社会保障の歴史などがあります。

①人口・労働の動向は、合計特殊出生率など人口動態や労働力人口など雇用情勢に関するデータが出題されます。過去問などで基本的な数値の動向を頭に入れておきましょう。

②社会保障の財政は、社会保障給付費や社会支出（この2つの違いを説明すると長くなりますが主旨はどちらも同じです）、つまり社会保障にどのくらいお金を支出しているかに関するデータが出題されます。総額はもちろん、財源別の構成割合や対GDP比の国際比較などがよく出題されます。

③社会保障の歴史については、「現代社会と福祉」など他の科目での歴史の勉強を生かせると思います。とくに本科目の場合は、日本の社会保険制度の歴史を中心に、戦前までにどのような制度が整備されてきたか、戦後どのように発展してきたかについて押さえておくことが重要です。

(2)各論分野

各論分野は社会保険制度の仕組みについて出題されます。まずは、社会保険の仕組みについて理解することが重要です。5つの社会保険制度が、それぞれ誰を被保険者とし、保険料がどのくらいで、どんな保険給付があるのか、概観しておくの良いと思います。

5つの社会保険制度の中でも、年金と医療保険は必ず出題されてきました。特に年金については2問出題されることも多かったので重点的に勉強する必要があります。

また、最近は雇用保険と労災保険についても頻繁に出題されるので見落とせません。一方、介護保険については、他科目で出題されるためか出題頻度はわりと低いようです。

おわりに

上記は第36回までの出題傾向をもとにまとめました。新カリの試験は1回しか実施されていない

ので今後の傾向は不透明ですが、第 37 回の問題を見る限り、第 36 回までと同様の傾向・難易度だったと思われます。総論分野に比べて各論分野（社会保険制度の仕組み）が多く出題される傾向です。特に、どんな職業の人がどの保険にどのような被保険者として適用されるのか、といった問題は、事例問題も含め頻出されますので確認しておきましょう。また、雇用保険も出題頻度が高くなってきました。難易度自体は標準的ですので、見過ごすことなく、基本的な内容をマスターできるようにしましょう。

（山田壮志郎先生）

貧困に対する支援

本科目について

本科目は、生活保護制度を中心とした貧困・低所得者対策の仕組みについて学ぶ科目です。旧カリ課程である第 36 回までは、出題される領域はほとんど生活保護制度でした。第 37 回は出題傾向が変わりましたが、この先はどうか分かりませんので、引き続き生活保護制度の仕組みはきちんと押さえておく必要があります。

出題傾向

(1)生活保護法の原理・原則

本科目の出題ポイントとしてまず強調しておきたいのが生活保護法の基本原理（国家責任、無差別平等、最低生活保障、保護の補足性）と実施上の原則（申請保護、基準及び程度、必要即応、世帯単位）です。4 つの原理と 4 つの原則は、生活保護法の 1 条～4 条と 7 条～10 条に規定されています。ほぼ必ず出題されますし、法律の条文がそのまま出題されることもあるので、この 8 つの条文は丸暗記しても損はないと思います。

(2)保護の実施体制・福祉事務所

生活保護の実施体制、つまり福祉事務所に関する問題も出題されます。生活保護の申請窓口である福祉事務所に配置される職員（所長、査察指導員、現業員、事務員）や、そのうち社会福祉主事の任用資格が必要な職種などがよく出題されます。

(3)生活保護の動向

生活保護に関するデータを使った問題もよく出題されます。被保護人員や被保護世帯数の動向、8 種類の扶助の中でどの扶助が多いか、4 つの世帯類型（高齢者世帯、傷病・障害者世帯、母子世帯、その他の世帯）ではどの世帯が多いかなどが「あるある問題」です。

(4)事例問題

本科目では、事例問題も 1～2 問出題されます。要保護世帯や被保護世帯が登場してケースワーカーはどんな支援をするのが適切か問うのが典型的な問題です。ソーシャルワーク科目で学んだことを踏まえればそう難しくはないでしょう。

自立支援プログラムや就労支援が絡んだ事例問題もよく出題されます。被保護世帯の自立とは働いて経済的に自立することだと思っている人もいるかもしれませんが、それだけではありません。日常生活自立や社会生活自立も含めて幅広く自立を捉えられているかどうかを問う問題がよく出題されます。

おわりに

上記は第 36 回までの出題傾向をもとにまとめました。新カリの試験は 1 回しか実施されていないので今後の傾向は不透明ですが、第 37 回の問題を見る限り、難易度が下がる方向で出題傾向が変わったように思います。文章さえ読めれば「常識」で解ける事例問題が増え、本学の受験生も正答率が高かったようです。一方、出題の大半を占めていた生活保護制度の仕組みに関する問題が減り、生活困窮者自立支援制度や生活福祉資金貸付制度のような、これまでせいぜい 1 問ぐらいしか出題されていなかった生活保護以外の制度についても複数出題されました。問題自体の難易度は高くありませんでしたので、今後もこの傾向が続くのであれば、生活保護以外の制度についても油断することなく基本的な内容を学習しておく必要があると思われます。

(山田壮志郎先生)

刑事司法と福祉

本科目の特徴

この科目は用語が難しく、他の科目との関連もあまりないことから、皆さんにとっては学びにくい科目のトップに数えられるかもしれません（涙）。

でも、救いはあります！内容が難しい分、他の科目に比べ、学ぶべき内容量は少なく、**1 問は必ず、ほとんどの受験生が解答できる問題が含まれています。当日、問題を見て「どうしよう・・・分からない・・・」となっても、絶対にあきらめないでください。**満点は取れなくても解ける問題を取りこぼすことのないよう、基礎的な問題については必ず得点するようにしましょう！その他、新しく設けられた制度については比較的良好に出題されていますので、背景や意図も含めてよく理解をしておくことが重要です。

本科目の頻出分野

●少年法

非行少年には①**犯罪少年**、②**触法少年**、③**ぐ犯少年**という 3 種類が設けられています。これらの違いについて理解しておいてください。18 歳・19 歳については「特定少年」として少年法は適用されつつも、17 歳以下とは異なる特例が定められています。

●更生保護制度の概要

・**保護観察制度は超重要！時間がない方はここだけでも読んでおきましょう。地方更生保護委員会の役割もよく出ます。**刑事施設からの仮釈放の許可、仮釈放の取消、少年院からの仮退院の許可に関する事務をおこなうところです。更生緊急保護も頻出で、社会福祉の支援としては使える制度です。満期釈放者でも使える、住まいの確保ができる、期間は 6 ヶ月など、自分が支援者になったと考えて、制度

利用をシミュレーションすると覚えやすいです。

●更生保護の担い手

保護観察官と保護司の違いに注目して、業務内容を理解しましょう。**保護観察の具体的な流れとそれに関わる担い手の役割については必ず理解すること。**ここはよく出題されます。

更生保護施設と自立準備ホームの違い、民間協力者では協力雇用主の役割などもチェックしておきましょう。

●医療観察制度

全く出題されない年もあるのですが、1問まるまる医療観察制度に関する問題が出るときもあり、無視すると危険です。全体が複雑で苦手な人も多いので、まずは用語、制度の流れについておさえておきましょう。**社会復帰調整官の業務内容**の理解は必須です！

●犯罪被害者支援

意見等徴収制度、被害者等通知制度、相談・支援の3つの施策は頻出、覚えましょう。

…皆さんのご検討をお祈りしています！！

(湯原悦子先生)

